

## 報告事項(2) -1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

## 国際対応専門委員会の議事概要

企業会計基準委員会

1. 日時 平成 18 年 5 月 16 日 (火) 10 時 00 分 ~ 12 時 00 分

2. 場所 (財)財務会計基準機構 会議室

## 3. 議題

(審議事項)

(1) 5月開催の IASB 会議の議事について

- IAS 第 37 号改訂
- 公正価値測定

(2) 公開草案等に対するコメント対応

- ディスカッション・ペーパー「財務会計の測定基礎 - 当初認識時の測定」
- IFRS 公開草案第 8 号「事業セグメント」
- IFRS 第 2 号「株式報酬」修正公開草案「権利確定条件及び取消し」

## 4. 議事概要

(審議事項)

(1) 5月開催の IASB 会議の議事対応について

## ● IAS 第 37 号改訂

IAS 第 37 号改訂に関しては、2 月 IASB 会議にて IAS 第 37 号改訂公開草案の原則が暫定合意されている。5 月 IASB 会議では、コメントレターにて「偶発負債」の用語及び蓋然性の認識基準の削除に多くの反対意見がよせられたことを受け、以下の原則 2 に関連した論点のうち、現在の債務の存在に関する不確実性及び現在のフレームワークの負債の定義に焦点を当てて審議を行うことが説明された。

原則 2 : 企業は、(a)負債の定義を満たし、かつ、(b)信頼可能な測定が可能な場合、非金融負債を認識する。

原則 2 . 1 : 負債は無条件債務のみから発生する。

原則 2 . 2 : 無条件債務を内包するすべての負債は、概念フレームワークの蓋然性の認識基準を満たす。企業は、負債の測定の中で、非金融負債の決済に必要な経済的便益の金額やタイミングに関する不確実性を反映しなければならない。

具体的には、現在のフレームワークの負債の定義での「予想される」の意味、現在の債務の存在に関する不確実性についてのガイダンス、待機債務(一般的な事業リスク

と待機債務の区別、法律の潜在的な変更と待機債務等)が議論されること、今回の国際対応専門委員会では 及び を取り上げたことが説明された。

では、現在のフレームワークの負債の定義に「予想される」という語句が使用されているが、便益の流出が発生する確実性の特別な程度を求めているものではなく、米国会計基準とのダイバージェンスを生じさせるものではないというスタッフ提案がされていることが説明された。

では、現在の債務の存在に関する不確実性について、現行の IAS 第 37 号第 15、16 項に、企業に負債があるかを決定するためのガイダンスとして、債務の存在の可能性が高い (more likely than not) 規準がある。IAS 第 37 改訂公開草案では、当該規準を削除したが、ガイダンスを削除するべきではないというコメントを受け、債務の存在を示すインディケータのリストを追加ガイダンスとして設けるというスタッフ提案がされていることが説明された。

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 2月 IASB 会議にて暫定合意された原則(上記原則 2 等)の意義についての質問に対しては、山田 IASB 理事から、公開草案の考え方を整理したものである旨の回答があった。
- IASB スタッフは、債務の存在に関する不確実性と現在の債務に付随する経済的便益を具現する資源の流出に関する不確実性(測定に反映される)を区別しているが、区別が難しい場合もあるのではないか。
- 現在の債務の存在に関する不確実性に対するガイダンスとして、現行の more likely than not 規準としても、スタッフ提案のインディケータのリストとしても、結果は変わらないのではないか。
- 現行の IAS 第 37 号に問題があると認識しておらず、企業結合会計との整合性という比較的小さな問題から、非金融負債の会計を全面的に改訂することに疑問である。
- 非金融負債の会計について企業結合会計との整合性を問題にしているが、事業用資産についても企業結合会計と整合しておらず、現行の非金融負債の基準がなぜ企業結合会計と整合していないのかを、まず理解するべきであると考える。

### ● 公正価値測定

9月 IASB 会議で、公正価値測定(FVM)がアジェンダに追加された。その目的は、その他の基準書が求める場合に、資産及び負債の公正価値の測定方法に関する指針を提供することである。また、9月会議では、FASB の最終基準を、IASB の公開草案として公表し、IASB が FASB の結論に同意しない箇所をコメント募集に記載することも決議した。

5月の IASB 会議では、審議することが説明された。

公正価値測定の原則と公正価値の定義

- 公正価値測定の目的、他の IFRS の公正価値測定との整合性、市場の観点の反映、資産及び負債の実用性及び場所と状態の考慮

2 -

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- 定義から「参照市場」の削除、「現在取引」を「測定日の…取引」へ置き換える  
提案 出口価格が整合

公正価値ヒエラルキー

- FASB 基準書案では3段階のヒエラルキーに改訂

会計単位と主要市場対最も有利な市場

- FVM プロジェクトで会計単位を定義するか否か
- 参照市場の最も有利な市場から主要市場への変更

取引価格の推定

- 取引価格が公正価値を表すか

買呼値と売呼値のスプレッド内の公正価値

- 買呼値と売呼値の原則と相殺ポジションの指針と、公正価値の実務上の便宜として、継続して適用される仲値又はその他の価格付けの慣習の使用

公正価値の測定における取引費用と輸送費用

- 資産又は負債の特質であるコストのみ公正価値測定に含める提案  
取引費用は含めず、輸送費用は含める

公正価値基準書案とディスカッション・ペーパー「財務会計の測定基礎 - 当初認識時の測定」(下記(2)公開草案等に対するコメント対応を参照)との比較

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 公正価値を用いて評価する資産・負債にどのようなものがあるかとの質問に対しては、山田 IASB 理事より、金融商品に限らず、現行基準において公正価値を用いて評価する資産・負債(例えば、企業結合)に適用されるもので、公正価値測定の基準を一箇所にまとめるものであるとの回答があった。
- 資産負債を処分して、実際に換金することを考慮すると、出口価格のほうが意味があり、本公正価値基準書案の考え方が整合していると考える。
- 取引費用を公正価値に含めないという前提は、金融商品に関しては影響がないと考える。
- 「多くの場合に取引価格が当初認識時に資産又は負債の公正価値を表すが、推定的には表さない」とスタッフが主張している趣旨が、取引価格が当初認識時の資産又は負債の公正価値を表すことは推定されないということであると、取引価格が公正価値を表す証拠が必要になり、実務が機能しないと考えられるという意見に対しては、山田 IASB 理事より、スタッフは全ての取引価格が公正価値とみなせるという主張に対して懸念しているだけで、必ず証拠が必要であるということではないと思われるとの回答があった。

(2) 公開草案等に対するコメント対応

- ディスカッション・ペーパー「財務会計の測定基礎 - 当初認識時の測定」

## 報告事項(2) -1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

ディスカッション・ペーパー「財務会計の測定基礎 - 当初認識時の測定」に対するコメントについて、先月の国際対応専門委員会（詳細な内容は、「第 50 回 国際対応専門委員会議事概要」を参照）に引き続き検討を行った。

上記のディスカッション・ペーパーのコメント期限の 5 月 19 日までの間に、当専門委員会での議論を元にコメント案を修正した後、メールによる意見交換を行った上で最終案とすることが確認された。

(最終コメントについては、報告事項(2) - 2 を参照)

- IFRS 公開草案第 8 号「事業セグメント」

IFRS 公開草案第 8 号「事業セグメント」に対するコメントについて、先月の国際対応専門委員会（詳細な内容は、「第 50 回 国際対応専門委員会議事概要」を参照）に引き続き検討を行った。

議論の結果、事務局のコメント案を元に、最終コメントとすることが確認された。

(最終コメントについては、報告事項(2) - 3 を参照)

- IFRS 第 2 号「株式報酬」修正公開草案「権利確定条件及び取消し」

IFRS 第 2 号「株式報酬」修正公開草案「権利確定条件及び取消し」は、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) での IFRIC 解釈指針案第 11 号「従業員株式購入制度に対する拠出の変更」の検討において合意に至らなかった論点について、IASB にて明確化するために修正するものであり、権利確定条件を勤務条件と業績条件に限定すること、企業以外の取消しを企業による取消しと同様に権利確定の加速として処理することが提案されている。

事務局より、上記公開草案の内容及びコメント案の説明の後、質疑応答が行われた。(報告事項(2) - 4 を参照)

上記の公開草案のコメント期限の 6 月 2 日までの間に、当専門委員会での議論を元にコメント案を修正した後、メールによる意見交換を行った上で最終案とすることが確認された。

以 上